

結核定期健康診断報告書

健康診断を実施した年月を記入してください。

(宛先)高松市保健所長

報告年月日	令和 年 月 日	実施年月	令和 年 月
実施者の名称	(代表者)	連絡先	担当者
			電話番号
実施者の所在地	FAX番号		

実施者・対象者区分 実施区分	学校		医療機関	介護老人保健施設等	社会福祉施設		刑事施設	市町村
	従事者	学生 又は生徒	従事者	従事者	従事者	入所者	被収容者	居住者
直接撮影	人	人	人	人	人	人	人	人
間接撮影						人	人	人
デジタル撮影						人	人	人
合計						人	人	人

当月に受診した人数を記入してください。常勤・非常勤を問わず、実施者も含め、すべての職員が対象です。

間接と直接どちらか不明な場合は、間接で計上してください。同一人が間接と直接を両方受診した場合は、直接に計上してください。

◆ (健診した者のうち)結核患者及び結核発病のおそれがあると診断された者の数 (人数) 人

3月報告時のみ記載 (注)	年度内の最終実施月に記入してください。	定期健康診断対象者数	未受診者を含めて、年度内すべての対象者を記入してください。	人	人	人	人
	報告対象年度中	報告対象年度中未受診者数	未受診者がある場合、必ず理由を記入してください。	人	人	人	人

(注) 同一年度中に対象者の増加がなく、明らかにその月が年度内最後の結核定期健康診断になり、かつ対象者のすべてが実施済の場合のみ、3月実績報告ではなく、当該月の報告を当該年度の最終報告とみなすことができるものとする。

◆ (最終報告時のみ)未受診の理由及びその人数 (理由) (人数) 人

※ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の7の報告義務に基づき、学校の長、施設の長及び市町村長は、結核に係る定期の健康診断を実施するに当たり、未受診者が複数人いる場合は、理由ごとに人数を記入してください。

※ この報告は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の7の報告義務に基づくものです。

◆提出先◆ 〒760-0074 高松市桜町一丁目10番27号
高松市保健所 感染症対策課 感染症予防係 TEL:839-2870 FAX:813-0221
※対象者の定期健康診断終了後、すみやかに郵送又はFAXでお送りください。

▼実施者及び対象者と実施時期・回数

実施者	対 象 者	定期及び回数
1. 事業者	(1) 学校(専修学校及び各種学校を含み、幼稚園を除く。)において業務に従事する者	毎年度に1回
	(2) 病院、診療所(一般・歯科)、助産所において業務に従事する者	
	(3) 介護老人保健施設、介護医療院、社会福祉施設(※)において業務に従事する者	
2. 学校の長	(1) 大学、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校(就業年数が1年未満のものを除く。)の学生又は生徒	入学した年度に1回
3. 施設の長	(1) 刑務所に収容されている者	20歳以上毎年度に1回
	(2) 社会福祉施設(※)に入所している者	65歳以上毎年度に1回
4. 市町村長	(1) 1～3の対象者以外の者(市町村が定期的健康診断の必要がないと認められる者を除く。)	65歳以上毎年度に1回
	(2) 市町村が管轄する区域内における結核の発生状況、定期的健康診断による結核患者の発見率その他の事情を勘案して特に定期的健康診断の必要があると認める者	市長村が定める定期

社会福祉施設(※)・・・社会福祉法第2条第2項第1号及び第3号から第6号に規定する施設

- ・生活保護法に規定されている施設(救護施設・更正施設・その他生計困難者を無料又は低額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設)
- ・老人福祉法に規定されている施設(養護老人ホーム・特別養護老人ホーム・軽費老人ホーム)
- ・障害者総合支援法に規定する施設(障害者支援施設)
- ・売春防止法に規定する施設(婦人保護施設)

▼報告様式

高松市のホームページからもダウンロードすることができます。

▼検査項目

胸部エックス線検査(直接又は間接)、喀痰検査(必要がある場合に実施)

▼法的根拠

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症法」と記載)第53条の2、第53条の7、感染症法施行規則第27条の5、感染症法施行令第12条

▼報告期限

健康診断実施月の翌月10日までに報告してください。

▼提出方法・提出先・問合せ先

＜ 郵 送 ＞ 〒760-0074 高松市桜町一丁目10番27号
高松市保健所 感染症対策課 感染症予防係

＜ F A X ＞ 087-813-0221

＜ T E L ＞ 087-839-2870

＜入力フォーム＞ <https://logoform.jp/form/dV7M/197071>



▼よくある質問

Q1. 対象者がいない月も報告が必要ですか？

A1. 必要ありません。ただし、年度を通して健康診断を実施しなかった場合は、翌年度4月10日までに、報告書に対象者数を記入し、受診者数を0“ゼロ”で報告してください。また、未実施の理由を記入してください。

Q2. 複数の事業所で働いている従業員は、事業所ごとに報告するのですか？

A2. 1か所がかまいません。主に勤務している事業所で報告してください。

Q3. 検査結果がでていませんが、翌月10日までに報告するのですか？

A3. 検査結果がでてから報告してください。

(例):5月に健診を実施し、6月に結果が出た場合は、6月分の対象者として7月10日までに報告してください。

Q4. 人間ドックで実施した場合も計上してよいですか？

A4. かまいません。また、個人で受けた健診も計上することができます。

Q5. 同じ系列の施設について、まとめて報告してよいですか？

A5. 各施設ごとに報告してください。